



各界専門家による賃貸経営アドバイス

USAGIの視点

2008年12月1日発行

USAGIの視点

第131号

弁護士 青木 一 雄

遺産分割協議（3）

今回は遺産分割協議の中で問題になる寄与分制度について説明します。寄与分制度は、亡くなった人が事業をしていた場合、共同相続人の中に、労働を提供したり、財産を出したり、あるいはその療養看護に努めたりなどして財産を維持したり増加する特別の寄与があった者に、相続財産の中から別枠で財産を与える制度です。次のようなケースがこれにあたります。

- ① 妻や子が亡くなった人とともに農業を営み手伝っていた場合
- ② 妻や子が亡くなった人の家業である商売や事業を手伝ったり、不動産を提供したりしたような場合
- ③ 子が亡くなった親の療養看護に努め相続財産を維持した場合

問題になるのは、子供が何人かいる家でそのうちの一人が亡くなった親を扶養したケースです。遺産分割協議では特にこれが問題となり感情的な対立が生じます。この扶養が寄与と認められるためには、実際に経済的に扶養するということが必要です。単に親に療養を尽くしたという精神的なことにとどまる場合には、法律上の寄与にはあたりません。

また、寄与が認められるためには、相続財産の維持又は増加があった場合に限られます。いくら亡くなった人に貢献しても、相続財産が維持・増加されるものでなければこの寄与にはなりません。

また、これは重要なことですが、単なる寄与では足りず「特別」の寄与が必要です。妻（配偶者）であれば、夫婦の通常協力扶助をこえるような場合、子供であれば、親子の通常相互扶助をこえる程度のものでなければなりません。また、当然寄与した者が亡くなった人から補償や対価を受けていないことが必要です。寄与した人が生前贈与や給与をもらっていた場合には寄与として認められません。

寄与が認められる場合、どの程度の寄与分が認められるかについて法律は「寄与分の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して定める」としています。その寄与分の定め方については金額で定めるケースもありますが、一般的には相続財産の1割から5割の範囲内で割合的に決められることが多いようです。

寄与分の請求は遺産分割の調停中でなされることが多いのですが、この点に争いがあると審判手続に移行することになり、解決に時間がかかることとなります。特別寄与分の主張立証は難しく、これを立証する場合は十分な要件の検討が必要です。